

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方地区人権擁護委員会補助金		補助金番号	B1-11	
所管部署	市長公室 人権政策室				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方地区人権擁護委員会補助金交付要項				
交付の目的	人権に関する啓発、人権相談、その他人権擁護に関する活動を担う枚方地区人権擁護委員の資質向上のため、同委員会の研修等の活動に対し、補助金を交付することにより、一層充実した人権擁護の推進を図る。				
補助対象経費	研修費(現地研修会、講師謝金)、啓発活動費及び分担金等				
補助率・補助額	全額補助				
交付先	枚方地区人権擁護委員会				
開始年度	不明 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	158	158	158	158
決算額	158	90	131	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	158	90	131	

(件)

交付実績	1	1	1	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	人権擁護委員の資質向上は、人権教育・啓発の推進と人権が大切にされる社会の実現に寄与することから、すべての市民の人権擁護及び人権意識の高揚に貢献する。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標「『すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち』の実現を目指す」において、人権擁護委員の資質向上を図る研修等の活動を支援する当該補助金は、市民が人権問題を正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観などを認め合う意識を醸成するための人権教育・啓発活動の推進に必要な不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	社会ニーズとしての人権が尊重されるまちづくりを目指すにあたり、市民が人権問題を正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観などを認め合う意識を醸成するためには、人権擁護委員の資質の継続的な向上を図る必要がある。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	人権問題が多様化・複雑化する中、研修や関係機関との連携を通じて事例研究などを行うことは、人権相談や啓発活動を担う人権擁護委員の資質向上に効果をあげており、そうした活動を補助することは、市民への人権教育や人権啓発の推進に大きく寄与している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	法に基づく人権擁護委員の活動等を支援するにあたり、委託、直接執行はなじまないため、補助金を交付することは、効果的、適正な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	枚方地区人権擁護委員会は、法に基づく人権擁護委員で構成される市内唯一の団体である。 なお、当該団体の上部組織として大阪第二人権擁護委員協議会、さらに、大阪府人権擁護委員連合会や全国人権擁護委員連合会があり、これらの団体についても同法に基づき組織化されている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	当該補助金以外の収入が無い中で、人権相談や啓発など社会ニーズに対応していくことを目的とする人材育成や資質向上に係る活動については、全額を補助金で支援することが妥当である。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助申請時に年間の活動計画及び予算書の提出を求めており、人権政策室において、これまでの団体実績を勘案しつつ、必要な補助対象経費の妥当性について確認している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	事務事業実績測定や予算説明書、決算概要説明書に名称・金額を掲載・公表されるなど透明性が確保されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	当該補助金は、法務大臣から委嘱された人権擁護委員の資質向上のために行う研修等の活動を支援するために交付している。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	補助金の交付申請時には枚方地区人権擁護委員会の予算書を、また、実績報告時には決算書の提出を求めており、団体の財政状況を勘案し、補助金交付が必要であると客観的に認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	当該補助金は、人権に関する啓発、人権相談、その他人権擁護に関する活動を担う枚方地区人権擁護委員の資質向上のため、研修等の活動に対し本補助金を交付することにより、一層充実した人権擁護の推進を図るもので、総合計画の施策目標「『すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち』の実現を目指す」においては、市からの財政的支援が必要不可欠である。
対応完了・廃止予定時期	